

認可外保育施設をご利用の方へ

認可外保育施設の 利用料 の 補助 について

認可外保育施設の利用料の補助について、補助制度が3種類に分かれています。
施設の状況や保護者の状況(就労の有無等)により利用できる制度が異なりますが、すべての補助制度について、事前に手続き(認定申請)が必要ですので、ご注意ください。

補助制度一覧

保護者の状況	保育認定あり（２・３号）	保育認定なし	
施設の状況	国の無償化対象施設		多様事業
３～５歳児	施設等利用給付(新２号)	市補助	多様補助
０～２歳児 (非課税世帯)	施設等利用給付(新３号)	補助対象外	
０～２歳児 (課税世帯)	市補助		

- ※多様事業：多様な集団活動事業(現時点で対象となる市内施設は「ホザナ園(3～5歳児)」のみです)
- ※市補助：三木市認可外保育施設利用料補助金
- ※多様補助：多様な集団活動事業の利用支援事業
- ※施設及び保護者の状況によって「施設等利用給付」、「多様補助」を優先します(市補助不可)。
- ※一人の子どもが複数の補助を重複して受けることはできません。

施設等利用給付費（国の無償化）について

【給付対象者】以下のすべての条件を満たす必要があります。

- 保護者と子どもが給付対象月の初日に三木市民で、3～5歳児または住民税非課税世帯の0～2歳児
※ 3歳児とは：4月1日時点で3歳になっている子どものことをいいます。
- 認可施設(認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業所等)や私立・国立幼稚園に在籍していないこと(在籍施設に預かり保育がない場合は申請可能ですが、補助上限額が異なります。)
- 子どもの父母が、就労、疾病、看護、同居家族の介護、妊娠・出産、就学等の事由により、**保育の必要性の認定(新2号・新3号)**を受けていること(日を遡って認定を受けることはできません。)

【給付上限額】

	令和8年9月利用分まで	令和8年10月利用分から
3～5歳児	月額37,000円	月額40,300円
0～2歳児 (住民税非課税世帯)	月額42,000円	月額45,700円

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、育児ファミリー・サポート・センター
※ 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、「認可外保育施設指導監督基準適合証明書」が発行されている施設です。病院内保育所等の事業所内保育所も条件を満たす場合は対象です。
- 複数の事業を利用する場合、月額利用料を合算して請求することができます。
- 企業主導型保育事業は、施設等利用給付の対象ではありません。

多様な集団活動事業の利用支援事業について

【補助の対象者】以下のすべての条件を満たす必要があります。

- 教育・保育給付認定(1号)を受けていること
- 保護者と子どもが補助対象月の初日に三木市民で、子どもが3～5歳児であること
※ 3歳児とは:4月1日時点で3歳になっている子どものことをいいます。
- 施設等利用給付や三木市認可外保育施設利用料補助を受けていないこと
- 認可施設(認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業所等)に在籍していないこと
- 補助対象の施設(企業主導型保育事業を除く)を利用していること

【補助上限額】

- 3～5歳児:月額25,700円まで

【対象となる施設】

- 「多様な集団活動事業の利用支援事業」の対象施設として決定を受けている施設
(現時点で対象となる市内施設は「ホザナ園(3～5歳児)」のみです)

三木市認可外保育施設利用料補助金について

【補助の対象者】以下のすべての条件を満たす必要があります。

- 教育・保育給付認定(1号、2号、3号のいずれか)を受けていること
- 保護者と子どもが補助対象月の初日に三木市民であること
- 施設等利用給付や多様な集団活動事業の利用者支援事業補助を受けていないこと
- 認可施設(認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業所等)に在籍していないこと

【補助上限額】

- 3～5歳児:1号認定児童…月額25,700円まで、2号認定児童…月額37,000円まで
0～2歳児(2・3号認定児童のみ):月額利用料の半額(上限21,000円、10円未満切り捨て)
※ 保育要件のない0～2歳児の利用料は、補助の対象にはなりません。
※ 認可外保育施設以外の事業(一時預かり等)の利用料は、補助の対象にはなりません。
※ ひょうご保育料軽減事業(認可外)の対象の場合は、補助上限額との差額を補助します。

【対象となる施設】

- 都道府県等に届出を行い、「認可外保育施設指導監督基準適合証明書」が発行されている施設(企業主導型保育事業を除く)
※ 病院内保育所等、事業所内保育所やベビーシッターも届出があれば対象です。